

## 土砂災害警戒区域等の指定（改正）案に対する意見について

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第7条第1項、第3項ないし第5項の規定に基づき、以下のとおり公表します。

### 1 指定（改正）しようとする区域名称

- ・ 大屋（23）（131030135）ほか

令和5年11月17日付け兵庫県公報第466号掲載の該当公告（別紙1）の1に記載する区域

### 2 意見等の要旨及びこれに対する県の考え方

意見等の要旨	これに対する県の考え方
意見書の提出なし	

### 3 公表資料の公表期間

令和6年1月12日から令和6年7月12日まで

# 兵庫県公報

令和5年11月17日 金曜日 第466号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	5
○ 道路の位置指定（北播磨県民局）	5
公 告	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	5
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	6
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	7
○ 同 上（同）	8
○ 令和6年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修の研修生募集（公園緑地課）	9
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	10
教育委員会規則	
○ 兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	10

## 公布された法令のあらまし

◎兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第11号）  
兵庫県立川西カリヨンの丘特別支援学校の新設に伴い、所要の整備を行うこととした。

## 告 示

### 兵庫県告示第1140号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年11月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 御津西部土地改良区

#### 退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	横 川 正	たつの市御津町岩見1062番地3
同	都 倉 良 太	同 市御津町釜屋240番地
同	井 口 勉	同 市御津町釜屋535番地4
同	白 銀 秀 光	同 市御津町朝臣802番地2
同	井 口 幸 巳	同 市御津町朝臣363番地3
同	堀 義 範	同 市御津町岩見210番地3
同	井 口 淳	同 市御津町岩見66番地
同	濱 久 一	同 市御津町岩見88番地
同	吉 田 忠 彦	同 市御津町岩見787番地

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	長谷佃井地区	令和5年11月17日から 同年12月7日まで	神戸市役所



**兵庫県告示第1145号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和5年11月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定する区域

高砂市荒井町新浜一丁目1600番の一部

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



**兵庫県告示第1146号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和5年11月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R05北播位置 0001号	5.11.6	小野市神明町字大年前96番2、96番3、99番2	6.0	42.34

**公 告**

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和5年11月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大屋(23) (131030135)	多可郡多可町八千代区大屋（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

大屋(24) (131030136)	多可郡多可町八千代区大屋(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
俵田(4) (131030137)	多可郡多可町八千代区俵田(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
俵田(5) (131030138)	多可郡多可町八千代区俵田(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
赤坂(5) (131030139)	多可郡多可町八千代区赤坂(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図5までは省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和5年11月27日(月)から同年12月11日(月)まで

3 指定の案の閲覧場所

北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び多可町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

北播磨県民局加東土木事務所多可事業所  
〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

(3) 提出期限

令和5年12月11日(月)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和6年2月9日(金)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和5年11月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大屋(23) (131030135)	多可郡多可町八千代区大屋 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
大屋(24) (131030136)	多可郡多可町八千代区大屋 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
俵田(4) (131030137)	多可郡多可町八千代区俵田 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

俵田(5) (131030138)	多可郡多可町八千代区俵田 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
赤坂(5) (131030139)	多可郡多可町八千代区赤坂 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり

(別図1から別図5までは省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和5年11月27日(月)から同年12月11日(月)まで

3 指定の案の閲覧場所

北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び多可町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

北播磨県民局加東土木事務所多可事業所

〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

(3) 提出期限

令和5年12月11日(月)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和6年2月9日(金)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年11月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジャンボスクエア川西

所在地 川西市栄町813番地1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社西友	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号	大久保 恒 夫

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社西友	東京都北区赤羽二丁目1番1号	大久保 恒 夫

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社西友	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号	大久保 恒 夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------